



男女共同参画推進委員会

第93回

◆◆リレー・エッセイ◆◆

看護職の立場より

安中市男女共同参画推進委員会委員



山口 洋子

現在、私は看護師として、公益社団法人群馬県看護協会に所属し、少子高齢社会に向けた地域包括システム構築を進める中、地域のニーズに応えるべき看護職が、安心して働き続けられる環境づくりの推進を掲げ活動しております。

医療・介護の現場で働く看護職は、大多数が女性のため、女性の仕事という認識がまだ根深いように思われます。昭和23年に制定された保健婦助産婦看護婦法では、看護職は女性とされてきました。その後、法改正を重ね男性看護職の参入に至っています。平成13年には、男女の資格名称「婦」「士」から「師」へ統一。性別による専門職の資格名称が異なる職種は看護職だけであったこと、また、男女共同参画社会の推進という時代の流れもあり、専門職にふさわしい名称「保健師、助産師、看護師」に改正されています。

この頃より、看護職に男性参入が当然とされる時代に入り、さらに大学の看護学部が増えた事で、男性も進学を考えた時に選択肢の一つになるきっかけとなったようです。

以前、男性看護職は精神科や手術室に多く配属されていた印象ですが、現在では多くの病棟でバランスを考え配属されています。また、社会全体の男性看護職に対する認知度も高まり「珍しい」から「頼もしい」というイメージとなり、職業上も「女性の職業」から「男女ともに誇りをもった専門職」へと変わっています。

男性看護職の重要性と期待について、どのようなことが考えられるでしょうか。

女性は、結婚や出産のライフイベントで退職することもあります。男性においては、継続勤務ができ配属や将来的な役割実現において期待が大きいものになるでしょう。また、体力的に優れており、女性数人かかる業務が短時間で行え負担軽減となります。さらに、女性が気付かない業務の効率化や安全性など慣習の弱点を分析し、対応策の提案から業務改善へ期待ができると考えます。

少子高齢社会に向け、医療・介護現場では人材不足がさらに顕著になるでしょう。在宅ケア、訪問看護への看護職育成を促しています。専門職の誇りを持ち、安心して働き続けられる環境づくりに対して、男性看護職の存在は大きな意義があると考えています。活躍する環境の多くは女性中心のため、男性が働きやすい職場環境をつくることも課題とされるのではないのでしょうか。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから

【事例1】

「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思い話を聞いた。「この地域は皆、この光回線にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、別会社への光回線申込みだった。

【事例2】

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「光コラボの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思い手続きしたら、別会社との契約になっていた。

【ひとことアドバイス】

- ☆NTT東日本やNTT西日本から光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）の参入が増え、これらが提供する光回線サービス（コラボ光）の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT東西との契約ではありません。
 - ☆「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
 - ☆勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
 - ☆コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。
- ※「初期契約解除制度」とは、一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、契約を解除できる制度。

資料提供：独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

☎382-2228